

福岡県公報

平成十八年十月十一日
第二千五百九十三号
増刊 ①

目次

告示 (第九百六十四号)

○海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課) ……………一

告示

福岡県告示第九百六十四号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第三十九号を次のように改める。

三十九 削除

第四十三号を次のように改める。

四十三 豊前豊後沿岸北九州港海岸新町地区海岸

(一) 区域

起点、基点一から基点三までの各点、終点、補助点ウ、補助点イ、補助点ア及び
起点を順次結んだ線に囲まれた区域(延長六五三メートル)

(二) 基点、起点、終点及び補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点 北九州市門司区松原一丁目二七九七番五九地先無地番地先の表示鎮

北緯 三三度五四分〇九秒

東経 一三〇度五五分三四秒

起点 前記基点と同じ

基点一 起点から四九度一七分一三メートルの地点

百十四 豊前豊後沿岸北九州港海岸新門司北地区海岸

第九百十三号の次に次の一号を加える。

(一) 区域

起点、終点、補助点ウ、補助点イ、補助点ア及び起点を順次結んだ線に囲まれた
区域(延長一、三七〇メートル)

(二) 基点、起点、終点及び補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点 北九州市門司区新門司北二丁目一番地先の表示鎮

北緯 三三度五三分二二秒

東経 一三一度〇〇分一四秒

起点 前記基点と同じ

終点 起点から一九三度〇〇分一、三三〇メートルの地点

補助点ア 起点から一二度五九分四〇メートルの地点

補助点イ 起点から七〇度〇五分七四メートルの地点

補助点ウ 終点から一〇二度五八分六二メートルの地点

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)